平成２２年（フ）第１７９７２号
東京都中野区中央３丁目36―12―403　高橋立方、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷２丁目12番19号
破産者　株式会社フロート
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７３号
東京都中野区中央３丁目36―12―403
破産者　高橋　　立
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９８８号
千葉県浦安市富士見５丁目８番23号
破産者　有限会社イー・エル・エス・ワンデイフーズ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０４６号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号　ワカ末ビル７階ＳＥＲＶＣＯＲＰ内
破産者　ヨーク・ファーマ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１４９号
東京都港区芝大門２丁目２番８号　門前ビル２階
破産者　アルファ産業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１５６号
茨城県筑西市赤浜141番地の３
破産者　株式会社フクダ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１５７号
茨城県筑西市赤浜141―３
破産者　福田　秀忠
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１５８号
茨城県筑西市赤浜141―３
破産者　福田さやか
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１６５号
東京都港区麻布十番１丁目４番８号　麻布永坂ビル202
破産者　株式会社ビガァー
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１６６号
神奈川県横浜市金沢区能見台東11―２―405、住民票上の住所東京都港区台場１丁目５―４―1110
破産者　水谷　智子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２０８号
埼玉県鳩ヶ谷市本町４丁目12―６
破産者　瀬下　眞人
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２３６号
東京都中野区若宮２丁目15番７号
破産者　株式会社ユー・インターナショナル
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２３７号
東京都東村山市諏訪町１丁目19―108
破産者　柳橋　裕一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６６８号
東京都新宿区北新宿３丁目33―15―103
破産者　鶴田　浩一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７７５号
神奈川県横浜市旭区若葉台１丁目12―803、開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区阿久和西２丁目１―２―102
破産者　勝井　達也
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９１０号
東京都江東区牡丹２丁目９―16―718
破産者　伊藤　大介
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１３１号
東京都江東区平野３丁目２―16―205
破産者　若林　鑛作
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４７号
東京都練馬区大泉町５丁目４―３―201
破産者　桑水流忠雄
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１４８号
東京都練馬区大泉町５丁目４―３―201
破産者　桑水流順子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１８５号
東京都大田区西蒲田７丁目14―１　株式会社弘城西蒲田社宅304
破産者　嶋貫　　尚
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２０５号
東京都杉並区下高井戸４丁目36―13―102
破産者　郷田　進二
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部